

区画整理だより



【発行元】熊本県球磨地域振興局土木部
【発行日】令和5年5月26日(金)

Vol. 2

日頃より土地区画整理事業へのご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。
前号の区画整理だよりでお知らせしておりました、「土地区画整理審議会」権利者委員の立候補者の受付が終了し、委員の皆様が決定しました。そこで、今回の区画整理だよりでは、主に「土地区画整理審議会」に関する情報をお届けします。

1 事業の進捗

現在、下図に示す換地設計や道路などの実施設計、地質調査などを進めている設計段階にあり、これ以降は、実施工段階、収束段階へと進めてまいります。



■ 「土地区画整理審議会」設置の準備

今回の土地区画整理事業では、土地区画整理法第56条の規定に基づき審議会を設置します。審議会に関する現在の状況は次頁以降でお知らせします。

■ 換地設計

土地評価基準案及び換地設計基準案を作成し、施行前後の土地評価を基に、整備後の土地の配置を検討し、換地設計案を作成します。

2 土地区画整理審議会の役割について

2-1 審議会の目的と役割について

土地区画整理審議会とは、土地区画整理法第56条の規定に基づき設置する諮問機関です。具体的には、換地設計や換地計画等について公平かつ適正に行われているかなどの意見をいただき、計画をまとめながら事業を進めていくことを目的とします。今後は、事業の進捗に応じて下記の諮問事項に関する答申を順次受けながら、事業を進めて参ります。

【審議会への諮問事項】

同意を得なければならない事項	意見を聴かなければならない事項
①評価員（※1）の選任	①仮換地の指定
②換地計画において私道の取扱いなど特別の定めをする場合	②換地計画の作成（変更）
③地積（宅地・借地）の適正化（※2）を図るとき など	③縦覧に供された換地計画（変更）についての意見書の審査 など

※1 土地区画整理法第65条より

評価員は、審議会の同意を得て、土地及び建築物の評価について経験を有する者から選任され、施行者が任命することとなります。また、その定数は3人以上と定められています。換地計画において、施行者が評価した清算金、減価補償金、建築物の部分等の価額について意見を述べるものとされています。

※2 土地区画整理法第91条より

地積の適正化とは、地積が著しく小さい土地について、過小宅地となるないように換地を定めることです。過小宅地の基準等を土地区画整理審議会の同意を得て定めます。

2-2 審議会委員の定数について

◇審議会の委員の定数 10名

土地所有者及び借地権者の中から
選挙等によって選出される委員

8名

学識経験を有する者の中から
知事が選任する学識経験委員

2名

◇審議会の委員の任期 5年

3 土地区画整理審議会の委員について

3-1 審議会委員の立候補届の受付結果について

立候補届の受付結果は、以下のとおりです。

委員の定数	立候補者数
8人	6名

この度、審議会委員に立候補又は推薦にご協力いただき御礼申し上げます。

今回の土地所有者の審議会委員の選定においては、立候補者数が定数を超えたため、無投票となりました。また、欠員が委員定数の3分の1を超えたため、補欠選挙は行いません。そのため、立候補された6名が審議会委員となります。

3-2 立候補者のご紹介

土地区画整理審議会委員について、土地所有者から委員6名が選出されました。また、都市計画や土地区画整理事業などの経験を有する者から学識経験委員2名を、施行者である県知事が選任しました。

【土地所有者から選出の委員】（個人・法人順、五十音順、敬称略）

・ 稲富 俊助

・ 松尾 啓一

・ 高橋 角栄

・ 株式会社エムシス

・ 渕上 憲男

・ 松屋産業株式会社

【学識経験委員】

・ 田中 尚人

（熊本大学准教授）

・ 村上 孝之

（土地区画整理事業経験者、
熊本市職員）

4 第1回 土地区画整理審議会 開催

第1回目の土地区画整理審議会は6月22日（木）に開催する予定です。今後、審議会の内容については、区画整理だよりなどでお知らせいたします。

【第1回目の審議内容（予定）】

- ・会長及び副会長の選出
- ・評価員（3名）の選任
- など

5 人吉市からのお知らせ

復興ひまわりプロジェクト始動しました！

まちが復興に向けて歩んでいく姿をみなさまにお届けするため、市が取得した用地に「ひまわり」を植える復興プロジェクトを実施しました。

4月27日（木）に、地元「青井幼稚園」と「ひまわり保育園」の園児の皆さんに種まきを行っていただき、ひまわりのように希望に満ちた明るいイベントになりました。

ひまわり畑の位置



ひまわりの種は、「ひまわり保育園」から贈呈いただきました！



令和5年(2023年)4月27日撮影

©2010 kumamoto pref. kumamon



◆お問い合わせ先

熊本県球磨地域振興局土木部 まちづくり工務課、まちづくり用地課

住所：人吉市寺町12-1 球磨総合庁舎寺町別館

電話：0966-24-4250(直通)

◇ホームページ

[熊本県]<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/197/164736.html>

